6 教育実習の目的・内容

- (1) 実践を通じて教育の実態を理解する。
- (2) 実践を通じて、各教科、他の教育領域(道徳、特別活動)の指導能力を養う。
- (3) 教科経営・学級経営・学校経営等を理解する。
- (4) 教員の使命をよく知り、教員の職務・服務を理解し、これを実践する。
- (5) 直接経験を通じて、「教育のあり方」について研究する態度を養う。

7 介護等の体験

(1) 介護等体験とは

義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性に鑑み、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせるという趣旨で、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係わる教員免許状の特例等に関する法律」(平成9年法律第90号)が、平成9年6月18日公布され、平成10年4月1日に試行された。

小学校及び中学校の教諭の普通免許状を授与するための要件として、教育職員免許法第5条1項に 規定する要件に加え、当分の間、介護等の体験を要件とする。介護等の体験とは、18歳に達した後、 7日間を下らない範囲内で文部科学省令で定める期間、特別支援学校及び社会福祉施設において行わ れる障害者、高齢者等に対する介護、介助、施設利用者との交流等の体験(介護、介助のほか、障害 者等の話し相手、散歩の付添いなどの交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった、障害者等と直接 接するわけではないが、受入れ施設の職員に必要とされる業務の補助など)を意味する。7日間の 内訳は、社会福祉施設等5日間、特別支援学校2日間とすることが望まれる。

介護等体験の実施は、大学と教育委員会、社会福祉協議会が行う。介護等の体験は、平成10年度 以降入学者の義務教育教員免許状取得希望者全員に義務づけられている。

(2) 介護等体験の実施、手続

- ① 社会福祉施設に5日間、特別支援学校に2日間のあわせて1週間現地に赴き、施設、学校の日課に従った体験学習に参加する。
- ② 本学においては、3年次において行う。
- ③ 介護等体験に参加する前年度の11月頃に参加申込手続の説明会を実施する予定であるので、掲示には十分注意すること。
- ④ 参加する年度の4月に介護等体験参加にあたっての全般的心得、手続きについてのオリエンテーション等を含めた事前指導を行う。
- ⑤ 介護等体験の期間は5月から11月の間で、受入先の施設、学校により異なる。
- ⑥ 事後の指導は、参加した年の11月に行う。
- ⑦ 介護等体験参加には、参加登録費として15,000円を納めなければならない。 (12月上旬に「介護等体験参加届」の申込書を証明書自動発行機より発行し、実習課へ提出)

(3) 介護等体験参加要件

「教育実習参加要件」に係る「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、1、2年次開講となっている科目を、2年次終了時に修得していることが望ましい。

8 小学校教諭免許状(一種)取得プログラム

(1) 小学校教諭免許状(一種)取得プログラムとは

本プログラムは、本学在学中に、小学校教諭一種免許状を取得するのに必要な科目を神戸親和女子 大学通信教育部児童教育学科(初等教育学コース)の科目等履修生として単位修得するものである。

本プログラムの履修許可者は、神戸親和女子大学通信教育部児童教育学科(初等教育学コース)の 科目等履修生としてテキスト履修科目およびスクーリング履修科目の受講・受験が許可されるととも に、科目等履修生では本来受講できない「小学校教育実習」が特別に受講できることとなる。

また、「教育職員免許法施行規則第6条、表の備考12」によって、小学校教諭一種免許状取得に必要な単位59単位のうち、中学校・高等学校教員免許取得に係る教職科目の単位が15単位まで充当できることになっている。

本プログラムにより、小学校教諭一種免許状を取得するには本学の卒業所要単位と中学校教諭一種 免許状を取得するための教職課程の単位を充足した上、さらにこのプログラムの諸科目を単位修得し なければならない。

ゆえに、プログラム参加学生は、多大な努力が求められることを十分に認識しなければならない。 経済的にも、本学の学費に加えて出費が必要であり、スクーリング参加の交通費等も考えなければならない。

以上の趣旨をよく理解した上で、本プログラムの受講を希望する場合は、学部卒業単位や本学の 教職課程単位と併せて取得していくための周到な履修計画をたて、強い意志を継続して持ち続ける ことが必要となる。

なお、本プログラムは、中学校教員免許取得を前提としたものであり、小学校教員免許のみの取得 はできない。

(2) 小学校教諭免許状(一種)取得プログラムの参加手続等

① 出願(1年次2~3月)

出願に先立って1~2月頃にプログラムについての説明会を開催する予定であるので、掲示には 十分注意すること。選考により許可された後、神戸親和女子大学に参加の手続きを行う。

② 小学校教諭免許状(一種)取得プログラムの開始(2年次4月) テキスト履修科目(通信)とスクーリング履修科目から構成される授業が開始する。

9 教職実践演習及び履修カルテについて

(1) 教職実践演習について

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令により、平成22年度入学者(編入学者を除く)から 教職に関する科目として「教職実践演習」が新設された。 教職実践演習は、この演習を受講する者の教職関係科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な 知識技能を修得したことを確認する科目である。

具体的には、教員に求められる使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項、社会性や対人関係能力に関する事項、児童生徒理解や学級経営に関する事項、教科等の指導力に関する事項についての講義や演習、模擬授業、学校現場の見学・調査等を通じて、これまでに学んできた教員として最低限必要な知識や技能の確認と総復習を行う教職課程の総まとめ的な内容の科目である。受講資格は教育実習を行った者を対象とし、実施時期は4年次の後期を予定しているが、詳細については改めて連絡する。

(2) 履修カルテについて

教職実践演習の実施にあたって、入学からの教職課程の履修履歴を把握するための「履修カルテ」 の作成が義務付けられている。

これは、入学からの教職課程の履修履歴を把握し、それを踏まえた指導を行うことにより、不足 している知識や技能等を補うために必要なものであり、教職課程を履修する者は、履修カルテの 作成が必要となるので、必ず作成すること。

履修カルテの運用方法については、掲示又はガイダンスにて連絡を行う。